

(様式 1)

介護付有料老人ホーム情報開示等一覧表

都道府県名 さいたま市
(平成 25 年 7 月 1 日現在)

施設名・設置者		ベストライフ大宮・株式会社ベストライフ	
施設の類型		介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）	
表 示 事 項	居住の権利形態	利用権方式	
	利用料の支払い方法	一時金方式	
	入居時の要件	概ね60歳以上で、自立、要支援、要介護の方。共同生活を円滑に過ごせる方。 感染症の方は入居できません。但し医師により、他の入居者に感染する恐れがないと診断された場合にはこの限りではありません。	
	介護保険	さいたま市指定介護保険特定施設（一般型特定施設）	
	介護居室区分	全室個室	
	一般型特定施設での介護に係る職員体制	3：1以上	
所在地		〒330-0855 埼玉県さいたま市大宮区上小町1151-1 TEL 048 (657) 9115 FAX 048 (657) 9117	
開設年／入居者数／入居定員		H 15 年 7 月 1 日／ 62 人／ 76 人(H25.7.1現在)	
入居者の入居前の住所地		さいたま市内 28人（各区内訳：西区 4 人・北区 2 人・大宮区 8 人・見沼区 6 人・中央区 4 人・桜区 1 人・浦和区 1 人・南区 1 人・緑区 1 人・岩槻区 0 人）／さいたま市外 34 人	
一 時 金	入居一時金 (円)	Aタイプ 280万円（非課税） Bタイプ 560万円（非課税） A'タイプ 330万円（非課税）	
	介護費用の一時金 (円)	—	
	その他の一時金 (円)	—	
	返還金の保全措置の有無及びその内容	有 ・ ④ (内容) 旧老人福祉法の定義に該当しない為 (改正老人福祉法附則第17条)	
	契約日から約90日以内の返還の有無	④ (内容) 入居日の翌日から起算して三月以内に契約解除の申し出があった場合（死亡退去を含む）、入居一時金から、(家賃等の月額を30で除した額)×(入居日から契約終了日までの日数)に相当する額を控除した額を返還します。又、既に受領済みの月額利用料は、入居日（入居一時金のご入金日）から契約終了日（居室明渡し日）までの利用料を控除した額を返還します。この場合の契約解除とは、三月以内に契約解除手続きが完了し、居室を明け渡した場合となります。退去による入居一時金の返還は、契約終了日（居室明渡し日）の2ヶ月後の月末に返還とします。	
月額利用料 (円) (食費、管理費、介護費用を含む)	A・A'タイプ 149,500円 Bタイプ(1名) 197,000円 Bタイプ(2名) 275,750円		
要介護状態になった場合	介護を行う場所	全室専用介護居室のため各居室にて介護します	
	追加費用の有無※	無	
体験入居の有無		④ ・ 無	

情報開示	情報	閲覧			書面交付		
	重要事項説明書 パンフレット 契約書 管理規程の公開 財務諸表の閲覧	<input checked="" type="checkbox"/>	・	無	<input checked="" type="checkbox"/>	・	無
	<input checked="" type="checkbox"/>	・	無	<input checked="" type="checkbox"/>	・	無	
	<input checked="" type="checkbox"/>	・	無	<input checked="" type="checkbox"/>	・	無	
	<input checked="" type="checkbox"/>	・	無	<input checked="" type="checkbox"/>	・	無	
	<input checked="" type="checkbox"/>	・	無	有	・	<input checked="" type="checkbox"/>	
(社)全国有料老人ホーム協会 への加入		<input checked="" type="checkbox"/>	・	無			

※介護費用の一時金及び月額利用料以外の介護サービスに係る別途の追加費用負担の有無を記入。